

平成13年 第4回臨時会

厚岸町議会議録

平成13年10月26日 開会
平成13年10月26日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成13年厚岸町議会 第4回臨時会 議録		
招 集 期 日	平成13年10月26日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開催日時	開 会	平成13年10月26日 午前10時00分
	閉 会	平成13年10月26日 午前11時00分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 19名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖		
助役	鈴木 英世		
収入役	君澤 英二		
総務課長	大沼 隆		
企画財政課長	黒田 庄司		
建設課長	北村 誠		
教育長	富澤 泰		
水道課長	山崎 国雄		
病院事務長	大野 繁嗣		
病院事務次長	林 讓治		

1. 会議録署名議員

議席 14 番	安達 由圃	議席 15 番	菊池 賛
---------	-------	---------	------

1. 会 期

10月26日から10月26日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第4回臨時会議事日程

(13・10・26)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告書
第 3		会期の決定
第 4		行政報告
第 5	議案第99号	工事請負契約の締結について

議長 ただ今より、平成13年厚岸町議会第4回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番 安達議員、15番 菊池議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。

3番、田宮議員。

3番 本日午前9時半から第12回議会運営委員会を開会いたしました。その内容について、ご報告を申し上げます。

第4回臨時会の議事運営についてであります。最初に町長からの病院訴訟に関わる行政報告が行われます。二つ目は町長提案の議案でございますが、議案第99号、下水道工事に伴う工事請負契約が1件であります。次に会期の決定であります。本日1日間ということに議会運営委員会としては取り決めをいたしました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

議長 日程第4、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長 町長。

町長 お早うございます。

本臨時会にあたり、平成13年8月30日付けで、厚岸町若竹町1丁目11番地、故松館博和氏の遺族から請求された医療過誤訴訟について行政報告を行います。請求の要旨といたしましては、故松館博和氏は平成11年7月3日腹部痛のため町立厚岸病院を受診、同月5日に入院し、同28日4名の医師により開腹手術を受け、その際、開腹に際し、ドレーンの留置を怠り、また手術終了後担当医全員が町内の飲食店で飲食を行い、ために出血の発見が遅れ当該患者を死に至らしめる結果となったのは、病院と患者との診療契約における不完全履行は明かであり、町はその使用者として不法行為責任を負うものとして、遺失利益及び慰謝料等の損失請求をされたものであります。

なお、今後の対応につきましては、主に医療訴訟を手掛けておられ、担当保険会社からの推薦がありました第1東京弁護士会所属で、東京都港区虎ノ門5丁目12番13号平井ビル8階 木ノ元総合法律事務所、木ノ元直樹弁護士と一宝真弁護士を代理として選任し、また、医師賠償責任保険の加入先である全国自治体病院協議会とも十分相談し、対処していきたく考えております。

なお、訴訟代理人にかかる経費につきましては、今後ある程度の時間がかかることも考えられるため、必要経費が判明次第、補正予算で計上いたしたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせて頂きます。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめて頂きます。

16番、音喜多議員。

16番 既に議員協議会でもお話をしていますが、きちんとした公式の場でこうして町長が行政報告してを頂いてますので、その意味では我が行政としても、訴訟を受けて立つ側としてもですね、やはり明らかにしていけないとならないというか、きちんと受けていかなければいけないだろうと思います。

そこで、今、町長の報告にあった中で、これについてはちょっと経緯があるわけですね。その経緯については情報公開に基づいて出てきたわけですが、亡くなった遺族に対しては大変お気の毒というか、大変町としても病院としても、遺族に対して痛念の思いがするわけでございますけれども、いわゆる最初の申し立てを頂いたのが9月11日です

ね。遺族から厚岸町情報公開条例に基づいて、町に対してカルテ及び看護記録の全てという意味合いが記載されてございますけれども、この開示請求があったと。これに基づいて町長は本請求に対してノーと言ったわけですね、これは。これは9月26日に町政情報非公開決定通知書なるものを本人に通知を町がしていると。その内容は情報公開条例第7条第2項第1項に規定する非開示情報が記録されている、町政情報に該当する理由ということで一旦拒否されているわけです。

問題はここだと思うんですが、ここは疑義を質す程度では済まなくなってくるので次回に譲るとして、何故この時点できちんと受けなかったのかなと。それで非公開という決定をしたのは、いま言ったことなんですけど、まだ他にあったのかどうなのかという疑問が残るわけです、これは別にしても。それで、その後ですね、遺族から11月6日改めて町長に対して行政不服審査法第6条の規定に基づいて異議申立をしたわけですね。これは間違えないですね。それで、それに基づいて行政審査は、これは公開すべきであるという決定をされたわけです。この情報公開、申立は公にされる恐れがあると、だけれど申立も含めて遺族のプライバシーが侵害される恐れがあるためということですが、これは情報を公開しても構わないよと、ここでまた家族に対して質問をしているわけですね。

家族は訴訟を起こすというよりも手術後の病院の対応に疑義があるので、その事実を知ることによって、少しでも胸に支えた割り切れない思いを拭い去りたいと、遺族にしてみると当然のことです。残されたまだ1歳にもならない娘が物事を判断出来るようになった時のために、父親は何歳の時にこうして亡くなったという証を形見として持ってあげたい。家族の切ない事情をお話しされたと思います。一度却下して、更に申し立てた、その時に町は聞かれたと思う。そのむごい聞き方、私からすればむごい聞き方、理由は何ですかというような聞き方をされたわけです。その経緯、その2回目の遺族に対して、いわゆる町の情報公開ではないですよ、2回目は。行政不服審査法第6条の規定に基づく、これは上位法ですね。その2回目の対応について、少し詳しくご説明頂きたいと思います。

議 長 総務課長。
総務課長 本件につきましては、ただ今ご質問者が仰られましたとおり、昨年9月11日に厚岸町個人情報保護条例、それから厚岸町情報公開条例、この二つの条例に基づきまして、それぞれ遺族の方からカルテ及び看護記録の全てについて開示請求がございました。この

請求に対しまして厚岸町は厚岸町情報公開条例第7条第2項1号、これは非開示情報、開示してはならない情報ということを定義している条項でございますが、この規定に基づきまして9月26日に非開示の決定をさせて頂いております。それでこの間、請求者の方と色んな手続等について、或いはこの非開示決定に至る経過等について文書を以て通知をいたしますと同時に、面談を以て色々説明をさせて頂いております。この処分に対しまして同年11月6日、この請求者の方から先ほど申し上げておられました異議の申立が厚岸町に対しましてなされております。

この異議申立を受けまして、厚岸町では条例の規定に基づきまして、審査会に対しまして11月13日に諮問をさせて頂いております。この審査会では、同年12月7日から3回の審議を頂きました。この審査会は情報公開条例の審査会、それから個人情報保護条例に基づく審査会と同様のメンバーといたしますか、同様の委員で構成を頂いております。この審査会は個人情報保護条例と情報公開条例に基づく両面で審議すべきであるというご進言を頂いて、3回の審議・審査会を頂いたわけでございますが、最終的には個人情報保護条例第12条第2項第2号の規定により、開示しないとするのが適当ではないという答申を頂いたわけでございます。この答申を厚岸町は尊重をさせて頂いて、開示請求者から求められたカルテ及び看護記録の全て、この写しを本人に対しまして交付したものでございます。以上であります。

議 長 他にありませんか。
議 長 「16番」の声あり
議 長 16番さん、あくまでも疑義を質す程度にしてください。大体これで全部経過は説明されたと思うんですよ。意見を挟んでは駄目ですよ。そのことについては、12月定例会において予算なり或いは一般質問でやって頂きますから。
16 番 分かりました。そういう意見的というか、疑義を質すよりも多く入ってしまったかもしれませんが、でも、やはりそのことが今回の関わる部分としては伴ってくるものですから、その点はお許しを頂きたいと思います。
今、総務課長がお話しされた部分は経過ですね。私がもう一つ求めていたのは、いわゆる1回目を却下されて2回目に不服申立をした時に、更にその事情を聞かなければならない理由というのは何かあったのかと。2回目の時にですね、その却下された理由に基づいて、再度行政審査不服審査委員会に申し入れているわけですね。その時に遺族に、どういう事情でそれを求めるんですかという聞き方をしているわけですね、先ほども申

議 長 上げたとおりに。聞く聞かないは自由なのかもしれませんが、そういう理由まで聞く必要がないのではないかと。それは訴訟に使おうと、形見に使おうと、或いは鼻紙にしようとして、そういう欲しいということに対してというか、情報公開に基づいて内容を報告して頂きたいということに対して。それが文書であるかテープであるか、色々あるだろうけれども。その事情を聞いた理由は何かとお尋ねします。

議 長 総務課長。
総務課長 至らない答弁で欠落していた部分がありました、お詫びを申し上げたいと思います。本人からの異議申立に基づきまして、厚岸町情報公開条例第35条で審査会の調査権限というものが謳われております。この審査会では申立のご本人、それから関係者であります厚岸町立病院の現院長、このお二方に出席を頂いて、それぞれの申立に対する補足説明を頂いております。ただ、この際には審査会として申立人の方に、それぞれ審査会で発する疑問に対して支障がある場合は、無理に答えて頂かなくて結構ということを前段で前置きをさせて頂いて、これらに至る経緯・経過というものを審査会で調査をさせて頂いている、ということをご理解頂きたいと思います。

議 長 10 番 10番、室崎議員。
10 番 簡単に一つだけ。今の16番議員の方からあった事情、情報公開条例に基づいて開示請求があった一連の流れ、及び今回訴訟が提起された事実、これについては病院運営委員会においてきちんとした報告はされておりますか。

議 長 病院事務長。
10 番 議 長 病院事務長 まだ、その後ですね、運営委員会を開催してございませんので、報告は今のところしておりません。予定としては11月に委員会を開催して、経緯等をご報告申し上げようと考えております。

議 長 10 番 10番、室崎議員。
10 番 1回でやめようと思ったんだけど、答弁にちょっとおかしなところがあるので、補足してお聞きします。
議 長 今の開示請求は去年の話ですよ。それで1回も開かれていないということになると、病院運営委員会というのは年に何回開いているんですか。

議 長 病院事務長。
10 番 議 長 病院事務長 3回か4回開催しております。
議 長 病院事務長 「そんなことを聞いているんじゃないよ。駄目だ、そんな答弁では。答弁拒否だ、今のだったら。」の声あり。

議 長 休憩します。 休憩時刻10時23分

議 長 再開いたします。 再開時刻10時28分
病院事務長。

議 長 病院事務長 答弁の拙さ、大変失礼しまして申し訳ございません。私も1月で来たところでございますけれども、開示につきましては昨年の9月11日に開示請求が遺族の方からありまして、その後、開示に至っている、3月21日に回答が出されている状態です。その内容につきましては、運営委員会の方では報告はされていないというのが実態でございます。
議 長 病院事務長 なお、この訴訟の件につきましては、9月25日に町の方に損害賠償請求事件ということで裁判所の方から、口頭弁論の一(聴取不能)一及び答弁書の催促書が来た状況でございます。この訴状の内容につきましては当然、運営委員会では報告すべき内容と考えておるところでございます。それで時期的にはすぐに開催すべきところでございますけれども、今、実は23日も代理人弁護士とも打ち合わせをしている状況でございますし、そういう報告書がまとまるのが今月中ということで進めているところでございます。そういう中で、病院の運営委員会につきましても当然報告すべきものと考えておりますし、時期的には11月に開催をして、経過等を、現在までの進捗状況をご報告しようということで考えてございます。

議 長 10 番 10番、室崎議員。
10 番 議 長 10番 答弁の声が非常に小さくて語尾が不明瞭なので良く分からないので、整理するために簡単にお聞きします。

議 長 10 番 議 長 10番 情報公開条例に基づく開示請求の経緯については、病院運営委員会では報告がなかった。それから今日の段階では訴訟が提起されているということについても、病院運営委員会において、或いは病院運営委員に対する通知という如何なる便法を以てでも、報告はされていない、そういうことですね。

議 長 病院事務長。
10 番 議 長 病院事務長 そのとおりでございます。
議 長 他にございませんか。
議 長 (なし)

議 長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議 長 日程第5、議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただ今、上程いただきました、議案第99号 工事請負契約の締結について提案内容の説明を申し上げます。

この工事につきましては、厚岸駅前広場付近から田中医院付近まで、及び真栄1条通りと道道厚岸停車場線の交点付近までに、口径400m/mと口径150m/mの汚水幹線を新設するものであります。内容でございますが、1. 工事名、湖北汚水幹線新設工事(その2)。2. 場所、厚岸町字真栄町・宮園町。3. 契約の方法、地方自治法施行令第167条による共同企業体5社、単体2社の7社によります指名競争入札であります。4. 請負金額、金7,035万円也。5. 請負契約者、坂野・協成・山崎経常建設共同企業体。代表者といまして、鉦路市若松町6番2号 坂野建設株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字白浜町77番地18 協成建設株式会社。構成員といまして、厚岸郡厚岸町字宮園町160番地22 山崎土建有限会社でございます。

2ページをお開きください。参考といたしまして、1. 工事概要でございますが、施工延長、長さ306.69m。口径400m/m下水道推進工法用ダクティル铸铁管、長さ210.52m。口径150m/m下水道用硬質塩化ビニール管、長さ92.00mでございます。1号人孔設置、1箇所。2号人孔設置、1箇所。3号人孔設置、1箇所。塩化ビニール製マンホール、1箇所。公共柵、10箇所でございます。2. 工期といたしまして、着手を平成13年11月1日から、完成を平成14年2月28日までとするものであります。3. 位置図・平面図・標準施工断面図につきましては、別紙説明資料のとおりでございます。

次のページをご覧ください。位置図でございますが、駅前広場付近から真栄町3条通りの田中医院付近までと、真栄1条通りと道道厚岸停車場線交点付近までに、施工延長306.69mの汚水幹線を新設するものであります。

次のページをお開きください。①の平面図でございますが、図面右側の駅前広場付近から図面左の田中医院付近までに、口径400m/mの下水道推進工法用ダクティル铸铁管を長さ113.68m布設の他、口径150m/mの下水道用硬質塩化ビニール管を長さ92.00m布設するものであります。下の①の標準施工断面図でございますが、深さ4.16mから4.23mの位置に口径400m/mの下水道用ダクティル铸铁管を推進工法で布設し、その上に深さ2.

07mから2.30mの位置に口径150m/mの下水道用硬質塩化ビニール管を開削工法で布設の他、各家庭の取付管及び公共柵を同時に布設するものであります。

次のページでございます。②の平面図でございますが、図面左が駅前広場側でございます。図面右側が真栄1条通りと道道厚岸停車場線との交点付近でございます。この区間に口径400m/mの下水道推進工法用ダクティル铸铁管を長さ96.84m布設するものであります。②の標準施工断面図でございますが、深さ3.28mから4.16mの位置に下水道用ダクティル铸铁管を推進工法で布設するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

11 番 11番、谷口議員。

議 長 今回の工法についてなんですが、これは今、3条通りをやっている工法と同じ方法なのかどうなのかをお伺いします。

水道課長。

水道課長 お答えいたします。先の定例会で設計変更いたしまして、当初は開削工法でございましたけれども、簡易土留矢板が入らないということでございまして、その際に推進工法で施工する工法変更をしております。したがって、ここも同じ推進工法で施工をするように考えております。開削工法ではなく、あくまでも推進工法で。今、縦坑をやっておりますけれども、あれからそれぞれの目的に向かって推進工法でやるという施工方法でございます。

議 長 11番、谷口議員。

11 番 今やっている縦坑で進めようということなんですが、縦坑の工事中に、今回も新しい方法でやって、矢板の打ち込みをやっていますよね。ところがなかなか入り難い所が今回も出ているわけでしょう、今回の工法を以てきても。それらについて我々に全然報告がないんですけど、どういうことがあったのか詳しく説明してください。

議 長 水道課長。

水道課長 お答えいたします。まず鋼矢板の打ち込みの関係でございますけれども、これにつきましては真栄集会所付近に今、縦坑を造っております。更に田中医院の方にも縦坑を造っておりますけれども、まず真栄集会所側の縦坑なんですけれども、あそこにつきましては、最後の1枚の矢板が矢板同士で組み合わさっております。それを打ち込む段階で、

その組み合わせが非常に悪かったということでございまして、それを打ち込むにあたりまして無理をして打ち込んでしまったということです。それは役場側には全然知らされておられませんでして、現場の方で重機のオペレーターが高周波で打ち込んでいたんですけども、入らないために低周波に切り替えてしまったということで、無理して打ち込んだために付近に振動が起きてしまったということでございます。それらにつきましては皆さんから苦情を頂きまして、私共も早速付近の人方から事情等を聞いております。そしてそれらの振動等がないように今後も進めていきたいということで、請負業者さんにも指導をしているという状況下でございます。

今、田中医院側もそうなんですけれども、最後まできちんと入っておりません。と言いますのは、それ以上打ち込むと今度は鋼矢板が曲がってしまうというような状況下でございますので、多い所で1 m前後、打ち込んで入らなくなった時点で止めて、振動等が発生しないようにしております。そういうことでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

議案第99号の工事につきましては、そのような状況が起きないようにということで、私共も請負業者さんと十分詰めております。そういうような騒音・振動等が発生しないような工事をして頂きたいということで、私共も業界の方を指導しているという状況下でございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

議 長 11番、谷口議員。
11 番 本会議なので何回も質問が出来ないのできちんと答えて頂きたいんですが、結果的に開削工法でやるとひどい振動が出ると、音だけではなくてその他の被害も出るということで、今回の工法に切り替えて万全の体制でやられたわけですね。ところが今の説明を聞いていると、結果的に咬み合わせが悪くて入らなくなってしまったと。そしてそういう事態が起きていながら、役場に何の報告もなしにそれを行ったわけでしょう。それはお互いの約束事に反したことをやっているわけでしょう。これに対して町としては、きちんとした対応を取らなければならないと思うんですよ。

だからこの事実経過をね、私はその時にたまたま居ませんでしたので、全然経過が分からないんですよ。後から、次の日の朝に私が家へ帰ってきたら、工事関係者という人が見えられまして、実はこの前この様なことがあったんだという話をされたんですけども、聞くところによると随分長く、長時間に亘ってそれが行われたということになれば、やはり1回きちんと止めるとか、そういうことをされるような仕組みにお互いにな

っているのかどうなのかね。ずっと曰く付きでやってきているわけでしょう、3条通りが始まって、あの工事が始まってからずっと経過がある中で。ところが今回は、始まった当時と今回のことがどの位違いがあるのか分かりませんが、どこで大変だったのかということも私は分からないんですけども。そういう事実をやはりしっかりと把握して、私たちに教えて頂かないと困ると思うんですね、まだこの工事は続くわけですから。それらについてももう少し詳しく説明してください。それからどう対応したのかね、どう対応していかなければならないのか、それらについてもお願いします。

議 長 水道課長。
水道課長 お答えいたします。私共と現場の監督もおります、更に現場の現場代理人等もおります。そういう事態が発生した段階では、速やかに私共に連絡が来ることになっているんですけども、たまたま下請けのオペレーターさんが、入らないものですからそれをやってしまったということで、後になってしまったと。

(「監督はいなかったの」の声あり)

水道課長 監督はその時に現場には行っていませんでしたけれども、そういう話を聞きまして、私共もすぐに出向いて行ったということでございます。それで開削工事をやっていた時には私も現場に行って、どの程度の騒音等があるのか、どの程度で打ち込みが出来るのかということも実際に私共も行ってます。その結果、これではどうしようもない、我慢が出来ないということで、開削工法をやめまして推進工法にしたんですけども、それらの連絡を常に、密にして頂きたいということで、施工業者にも指導しておりますけれども、たまたまそういう事が我々の耳に入らないうちに施工されてしまったということでございます。

したがいまして今、田中医院側もそうなんですけれども、入らない場合については無理して打つなということも言っております。したがいまして、今は少し地面から出ているような状況下になってございますけれども、今後につきましてもそういうことが十分考えられますので、決して無理して打ち込まないようにということで、現場の方とも協議をしているという状況下でございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

(「どの位時間がかかったのか、答えていない」の声あり)

議 長 休憩します。 休憩時刻10時45分

議 長 再開いたします。 再開時刻10時47分

水道課長。大変申し訳ございません。これは当日なんですけれども、一番振動がひどくなったというのは最後の1枚を打ち込む段階で1時間くらい、4時から5時くらい迄の間でございます。その打ち込みが終了するまでが、振動がひどかったということでございます。ただ、この時間帯につきましては、私共の監督員は現場には行っておりませんでした。それで業者さんの方も現場代理人はおられたんですけれども、主任技師が現場にいなかったということで、現場代理人が判断が出来なかったということで、そのまま打ち込んでしまったという状況下になりまして、その中での振動がひどかったということでございます。

（「11番」の声あり）

議 長 特に。11番、谷口議員。
11 番 この問題の経過についての説明を受けたんですけれども、やはり今回こういう工法を行うに至った経過、そういうものも踏まえて、この様な工法でやろうということになっているわけですね。それで付近の住民に被害を及ぼさないということを、最も目的とした工法を選ばれてやられているわけでしょう。ところが今回こういうことが約1時間に亘って行われていながら、役場の監督はその場に居なかったとしても、施工業者の責任というのは、やはり問われなければならないのではと思うんですよ。現場を指揮している人たちの適切な判断とか対応とか、そういうことがお互いの契約内容等に照らしてどうなのか、その辺について、やはりきちんとして貰わないと。

我々が議会で議決していくわけでしょう。そうした時に、そういう事があの工事をやる度に起きるのでは、駄目だと思うんですよ。そして町としては、きちんとした対応が速やかに取れるような状況を作っておいて貰わないとね、現場のいちオペレーターの判断で出来るなんていうことではないと思うんですよ、あの工事は。オペレーターはオペレーターなんですよ、頼まれた業者なわけでしょう、請負業者ではないわけでしょう。請負業者でないのに何故そんな判断が出来るのか、その辺をきちんと明確にして貰わないと困ると思うんですが、如何ですか。

議 長 水道課長。
水道課長 お答えいたします。現場で色々なトラブル等がございましたら、速やかに行政側に連絡をして頂くということになっておりますけれども、たまたま主任技師さんがそこに居なかったということで、現場の代理人はおりましたけれども、それらがスムーズに機能

していなかったと。その段階で役場に連絡を頂ければ私共もすぐに出向いて行って、そこで協議もしておりますけれども、それがなかったために無理な施工をしてしまって、皆さんにご迷惑を掛けたということになっております。この点につきましては、私共も施工業者さんも当然責任があります。私共も責任はありますけれども、その中でスムーズに工事が出来るようにですね、これからももっとも現場内のことを密に、連絡を密に出来るような体制を作ってですね、皆さんに迷惑を掛けないような施工を心掛けていきたいと思っておりますので、その辺は私共も重々考えておりますので、これからはこれを教訓にきちんと明確な指導が出来るように、我々もしていきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

議 長 他にありませんか。
19 番 19番、佐齋議員。
ちょっと聞きたいんですが、厚岸の下水も今年で大体11年くらいになるわけですが、いつまで経っても、企業体をみますと釧路の業者が入っているわけなんです、それで極力これからは地元の業者でやりたいという答弁を頂いたんですけれども、この辺はどうなんですかね。

聞きますと、これはまだ詳しく確認はしていないんですけれども、白糠あたりの場合は、例えば3年間なら3年間は釧路の業者から指導をして頂くと、その後は地元業者で出来るものは地元業者でやるんだと。浜中あたりに聞きますと、メインは地元業者でサブに逆に釧路の業者を入れるという形で、極力地元を育成する形で工事を進めているということなんです。これはずっとみますと、いつまで経っても釧路の業者がメインになって入っているんですが、この辺はどうなんですかね、まだ地元業者だけでは出来ない工事なんですか、これは。その辺をお聞かせ頂きたいと思います。

議 長 水道課長。
水道課長 お答えいたします。このジョイント関係につきましては、年度当初に各業者さんがそれぞれ商業関係で指名願いを組んで出てきております。したがって、我々の方は工事の難易度もございますので、それらについては地元で組みなさいということは私共も言えませんので、そういう状況で皆さんがそれぞれで組んで来たものを使ってですね、この大きい工事等については対応しているということでございます。私共から決してどこどこ企業体を組みなさいということは言えませんので、出て来ているものを使っているということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

議 長 19番、佐齋議員。
19番 確かにそれは、貴方と貴方と組みなさいとは言えないと思いますけれど、ただやはり、地元、ある程度発注工事ですしね、やはり地元でそれだけの業者が居るんですし、やはり他の町村でもそういうことをやっっているながら、厚岸では出来ないということは私はないと思うんですよね。やはり地元企業育成というのは議会でも出ていますし、町長もそういう考えを持っていると思うんですけれども、それであれば、或る程度指導的な立場でもって出来るのではないかなと思うんですよ。技術的にどうのこうのという、例えば前の奔渡の工事の時には技術的に地元は出来ないんだと言っていたので、私は聞きましたらですね、釧路で請け負っても、この推進をやる業者は大体札幌の業者と決まっているみたいだと。だから誰が来ようとやる所は一つみたいなんですよ。それであれば釧路であろうと厚岸であろうと出来るはずなんですよ。先ほどの谷口議員から質問した、3条と同じような工法であれば、こっちは地元業者がやっているんですから、それであれば地元の育成ということになれば、ましてや厳しい状況になってくれば、やはり地元企業を大事にするということになれば、これが地元業者であれば地元にお金が落ちるわけですから、そういう形で10何年も経つわけですからね、その辺は或る程度指導的な立場です、やはり地元企業育成という形でやって頂かなければ、折角やっても全部地方にいつてしまうんだと、何のためにやっているんだということになりますからね。この辺は町長どうですか。

議 長 町長。
町 長 お答えをさせて頂きたいと思います。指名競争入札につきましては、その入札に参加しようとする建設業者に公平に、その機会を与えるべきと私は考えております。私といたしましては、公共工事は地域経済の活性化という経済政策の一環という側面がありますので、地元経済に最も貢献するように入札参加業者につきましては、佐齋議員もご承知のことと思います。厚岸町における指名競争入札参加者指名基準の考え方にに基づき、入札対象工事の難易度、入札に招へいする業者の施工能力、施工の合理等を十分に考慮しながら、今後とも指名を厳正かつ適正に行って参りたい、そのように考えております。

議 長 19番、佐齋議員。
19番 それは分かるんです。だから極力、地元優先と言うと語弊は出てくると思うんですけれども、他町村ではそうことでやっておられるので、極力厚岸町もですね。いずれはそうします言っても、下水もあと10年も経ちますと大体終わりますよね、終わってからや

って遅いですし、これだけ大きな工事はなかなか今度は出てこないと思うんですよ。それであれば地元企業も大変ですから、極力地元の仕事は地元になるべくさせて頂くという事で、お願いするような形で。

議 長 町長。
町 長 業者の選定段階におきましては、工事の種類・規模に応じ、必要な技術を要することも大事でございますので。ただ、私といたしましては、先の定例会においても行政報告いたしましたとおり、あのような事実があるということは誠に残念なことであります。地元業者であるという業者自体の、私からするならば、何が何でも地元だから取れるという気持ちであってはならないと思います。特にこの4月1日から適正化法が施行されました。そういう意味において、十分に法を遵守した中での発注を、これから私自身責任がありますのでしなければならぬ。そういう意味において、地元の企業の育成ということは大事であります、地元の企業という甘えた考え方を直して頂かなければならぬ、そのように私は考えております。

議 長 他にございませんか。
(なし)

議 長 なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
よって、平成13年厚岸町議会第4回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時00分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年10月26日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員
